

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請が可能です

◎対象となる方

下記にいずれも該当になる方が対象です。

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が失われた等により、収入が減少したこと
- ・令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得の見込額(※1)が免除基準相当(※2)になることが見込まれること

※1 令和2年2月以降の任意の1か月の所得額×12か月をし、その金額から見込の経費等を控除して算出します

※2 免除承認の所得基準

全額免除 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

4分の3免除 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

半額免除 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

4分の1免除 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

免除の判定においては、申請者本人、世帯主、配偶者が審査の対象となります

◎申請の対象となる期間

令和元年度分として、令和2年2月分から令和2年6月分

令和2年度分として、令和2年7月分から令和3年6月分

◎申請方法

以下の書類が必要となりますので、ご記入いただき、健康づくり課国民保険係または三島年金事務所にご提出ください。

1 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※「⑩特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください

2 所得の申立書 (簡易な所得見込額の申立書 (臨時特例用))

上記の申請書類は健康づくり課国民保険係で配布しています。また、日本年金機構のホームページからダウンロードもできます。

◎お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル 電話：0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第二土曜日 9:30～16:00